

別添 1 補助金交付手続

○ 補助金の申請について

- ・ 令和6年9月30日までに提出してください。
- ・ 申請案件多数の場合は、審査の上、採択の可否を通知します。
- ・ 期限後も随時申請を受け付けますが、予算に達し次第受付終了となります。
(原則月末締め翌月15日までに交付決定)
- ・ 添付書類については下表をご参照ください。

岐阜県短期入所利用促進体制整備事業費補助金 交付申請 提出書類一覧表		
1	岐阜県短期入所利用促進体制整備事業費補助金交付申請書	別記第1号様式
2	申請額内訳書	別紙(1)
3	事業計画	別紙(2)
4	歳入歳出予算書抄本	
その他参考資料		
5	整備(修繕・購入等)の内容が確認できるもの 例: 整備(購入) 予定備品品目一覧(参考様式2)、カタログ等	
6	補助対象経費の算定根拠となるもの 例: 見積書、カタログ等	
7	実施事業(短期入所)の指定通知書(写)	
8	利用状況が確認できるもの 例: 整備後利用状況見込(参考様式3)	

○ 補助金の支払いについて

- ・ 原則精算払いです。(事業終了後又は事業年度終了後、額の確定を経て、支払)
- ・ 概算払いを希望する場合はご相談ください。

○ 事業報告書について

- ・ 事業終了後又は事業年度末に実績報告書を提出してください。

○ その他

- ・ 交付決定額に2割以上の変更(増減)が生じる場合には、事前に変更交付申請書を提出してください。

○ スケジュール（予定を含む）

日 程	事業者	県 [医療福祉連携推進課]
交付申請 令和6年9月30日 その後は予算執行の範囲 内で随時受付。	交付申請書 要綱【別記第1号様式】	交付決定 翌月15日頃
実績報告（精算） 年度末 又は 事業終了後1月以内	実績報告 要綱【別記第3号様式】	額の確定
請求書（精算） （概算払いの場合も同様）	請求書の提出 要綱【別記第4号様式】	請求に基づき、支払い
消費税等仕入控除税額報告 （次年度又は決算確定後）	報告書の提出 要綱【別記第5号様式】	返還額が発生した場合には、 返還請求